

西普天間住宅地区

Vol. 48

まちづくりニュース

西普天間住宅地区土地区画整理事業はH31年度の事業スタートから順調に進んでいます。
現在のまちづくりに関する情報をお届けします！



現地の様子



西普天間住宅地区では令和2年2月より工事に着手しております。まずは地区の中心となる琉大病院・医学部移転予定街区およびその周辺街区、幹線道路などを中心に一次造成を進め、令和3年度には琉大病院・医学部移転予定街区の宅盤整備が完了しました。今年度は以下の箇所ですな工事を予定しており、引き続き、令和9年度の事業完了に向けて計画的に工事を進めてまいります。

写真①



西普天間線の様子

令和4年度 主な工事予定箇所



写真②



地区界沿い擁壁工事

※工事予定箇所は、今後変更になることがございますので、あらかじめご了承下さい。

写真③



写真④



撮影：令和4年8月

トピック 自然環境、景観に配慮した整備を進めています！

西普天間住宅地区のコンセプトは〈沖縄健康医療拠点を核とした都市機能と水・みどり・文化の調和した住環境がつながるまち〉であり、地区の魅力を失わないよう、土地の歴史や文化の継承、現況地形の活用、眺望の確保等に留意してまちづくりをおこなっています。

橋梁の計画位置に戦前から残る枯れ谷地形【イシジャー緑地】があります。橋梁整備にあたっては、この貴重な自然環境を保全することができるように、橋梁形式ニールセンローゼ橋（アーチ橋）と施工手法（PCT工法）を選択しています。



貴重な自然環境の保護と橋梁形式



西普天間橋梁

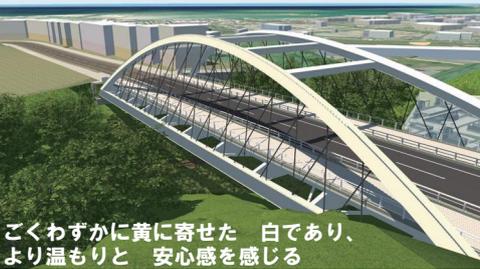
イシジャー緑地

【橋梁形式の基本条件】

- ・橋脚なしとする。
- ・施工時にイシジャー緑地へ資機材搬入と設置をおこなわない。



橋梁色彩 イシジャー緑地に調和し西海岸眺望を阻害しない色「薄黄（コーラルカラー）」としています。



ごくわずかに黄に寄せた白であり、より温もりと安心感を感じる



例：石粉舗装



例：石張り舗装

歩道舗装材 橋梁景観や周辺環境と調和した歩道となるように琉球石灰岩石粉舗装、石張り舗装やコンクリート平板舗装仕上げとします。

● 琉球大学病院および医学部の工事進捗

※令和4年10月11日時点

🔊 病院は令和6年6月、医学部は令和6年10月の完成に向けて、工事を進めています！



＜病院工事の様子＞

14階建てのうち、5階部分まで躯体工事が進められています。



＜医学部工事の様子＞

4棟ある建物のうち、2棟の杭工事に着手しています。



工事の進捗状況は、琉大のホームページに掲載しているので、是非ご覧ください。

琉球大学 工事進捗

検索

<URL><http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp/progress/>

<QRコード>



まちづくりの取り組み

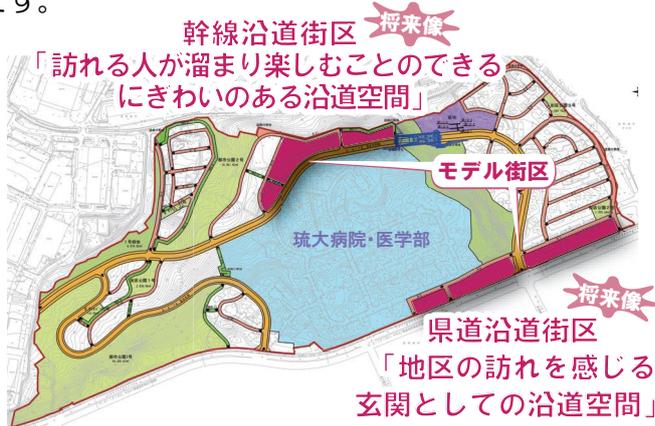
● 景観まちづくり ～タウンミーティング～

西普天間住宅地区のモデル街区では、景観まちづくりの取組みの一つとして、タウンミーティングを進めています。

タウンミーティングでは、景観まちづくりにおけるモデル街区の将来像の実現に向け、地権者同士や、地権者と行政とで話し合いをしながら検討を進めていきます。

令和元年からスタートし、これまでに計6回開催され、にぎわいをつくる街並み整備などについてイメージ作りや意見交換を行ってきました。

引き続き、西普天間住宅地区のモデルとしての良好な街並み形成に向けて取り組んでいく予定です。



モデル街区とは、土地利用や景観まちづくりについて西普天間住宅地区のモデルとなるよう、申し出により仮換地指定された地権者と協力しながら取り組みを推進するエリアです。



景観まちづくりの詳細については、建設部都市計画課へお問合せください。



● 無電柱化に取り組んでいます

西普天間住宅地区内においては、全面的に無電柱化整備を行うこととしています。

電線を地下に埋設し道路上から電柱・電線をなくすことで、歩道スペースを広くし快適な歩行空間を確保します。また、台風等の災害時の電柱の倒壊を防止し、安定したライフラインの供給を行います。さらに、電柱がないことで、西普天間住宅地区の特徴でもある眺望や景観に配慮された、すっきりとした美しい街並みを作ることができ、まちの魅力や価値の向上に寄与することができます。

「歩行者空間の快適性」



「防災性の向上」



「都市景観の向上」



ご協力をお願い

地区内に電柱がないことから、路上に電力を供給するための地上機器が必要です。

地上機器は歩道や公園に設置予定であるため、沿道地権者の皆様の十分なお理解とご協力が必要となります。

また将来の建築等の際には、電力等の供給に関する調整が必要となります。

皆さまにおかれましては、無電柱化整備の目的をご理解頂き、引き続き、ご協力の程よろしく申し上げます。

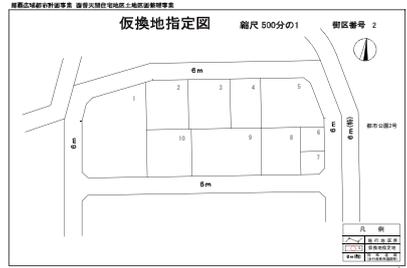


土地区画整理事業に関するお知らせ

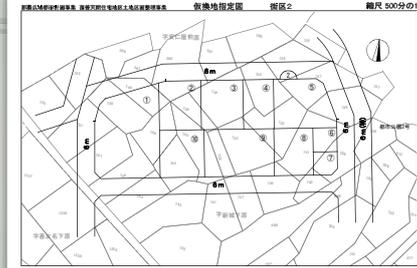
● 仮換地指定図（底地重ね図）について

仮換地と公図を重ねて表示した「仮換地指定図（底地重ね図）」を新たに作成しました。市街地整備課窓口にて提供しておりますので必要に応じてご確認ください。

仮換地指定図（底地なし）



仮換地指定図（底地重ね図）



● 仮換地証明書の発行

金融機関等から融資を受けるとき、土地の売買、相続等の手続きを行うときには、仮換地証明書が必要となる場合があります。

証明書は市街地整備課にて発行しますので、必要に応じて申請して下さい。



仮換地証明書とは、土地区画整理事業施行区域内で従前地が仮換地指定されたことを証明するもの。

※証明書の発行は手数料（300円/1筆）が発生します。

● 各種届出のお願い

以下のような変更があった場合は、市街地整備課までご提出をお願いします。



◆ 住所や氏名に変更がある場合 ➡ **住所（氏名）変更届出書**

◆ 土地の売買や相続等による権利変動が生じた場合 ➡ **所有権移転届出書**



● 土地の分筆・合筆について

土地の分筆・合筆をする場合は、仮換地に対応する従前の土地を分筆・合筆することになります。換地設計と照合させる必要がありますので、事前に市街地整備課までご相談をお願いします。



今後の事業スケジュール



※上記のスケジュールは現在の想定で、今後変更する可能性があります。

〈 西普天間住宅地区に関する問い合わせ先 〉
宜野湾市 建設部 市街地整備課 098-893-4171（直通）

※本号より、発行元および問い合わせ先が変更となっております。